

バス停タイムス

2016年6月14日

No.39

発行者

成田隆浩

編集者

教宣部

JR東海労働組合新幹線地方本部

緊急申し入れでSMTと団体交渉開催！

JR東海労は、5月23日に新幹線メンテナンス東海圏と団体交渉を開催しました。

「従事員証」の没収をやめろ!! 新人には即時発行を!!

「従事員証」を自宅に忘れて出勤した組合員に対する会社の理不尽な対応についてただしました。忘れただけなのに何故「一時紛失」なのか。会社の指示で「従事員証」を取りに戻ったのに賃金カットは不当だ。基地入場に必要「従事員証」をなぜ没収するのか。賃金カットを撤回し従事員証を返却せよ!と強く迫りました。

SMTは、「ペナルティで3ヶ月没収というルールがある」と返却には応じませんでした。しかし、その根拠については「『これくらいでよいか』という感じで現場が決めたと思う」といういい加減なものでした。就業規則にないことを勝手やることは許されないことです。

また、新人の従事員に一定期間「従事員証」を発行していないことも明らかになりました。さらに1年以上も取り上げられたままの人や病欠で2週間でも取り上げられたとか、ロッカ一室からたまたま掲出を忘れただけで3ヶ月も取り上げられた人もいます。仕事に必要な「従事員証」を取り上げる・発行しないことは異常としか言いようがありません。

仕事中に倒れた従事員が死亡! 救急対応は!?

5月10日、SMT大井夜勤事業所で従事員が作業中に倒れ、救急搬送されましたが、残念にも亡くなりました。4月にもSEK社員が仕事中に体調不良で救急搬送され、数日後に亡くなりました。通報に遅れはなかったのか? 車両基地内での救急車誘導は充分だったのか? AEDの手配に問題はなかったのか? など、多くの疑問が出されています。

SMT本社は、「緊急事のマニュアル」は確立されていると回答しましたが、現場管理者が「救急車が到着してからのマニュアルなどない」と発言したとの声もあります。

緊急時の即応体制は、SMTのみならず大井基地に働く労働者全体の問題です。

私たちは、基地の管理責任者であるJR本体に対しても事態の詳細と対策について説明を求めています。



終業点呼後の「従事員証」確認は業務だ!!

SMT大井夜勤事業所では、終業点呼後に従業員が当直に出向いて「従事員証」結着の確認をすることを点呼で伝え徹底しています。終業点呼後であっても会社の指揮命令下で確認する行為は明らかに“業務”です。業務であれば当然賃金が支払われなければなりません。

SMTのみなさん!「従事員証」結着の確認に一日当たりどれぐらいの時間を要しているのか把握してください。それが一カ月でどれぐらいの累積になるのか各自で計算してみてください。例えば一回が1~2分で月に3~4回だとしても、それは超過勤務手当として1分単位で会社に請求できます。

欠員状態での作業は違法!!

SMT大井夜勤事業所では、欠員状態での作業が半ば常態化しつつあります。

しかし、本来の人員より欠員のままで労働させることは、労働条件の一方的変更であり、労働契約法の安全配慮義務違反・健康配慮義務違反になります。

このような違法状態での作業実態はただちに改善されなければなりません。

《その他の主な要求と回答の要旨》

■ 連続作業を4本以内としトイレ・水分補給時間を待機時間として確保すること

組合：作業時間、移動など作業長の裁量に任せべきだ。

SMT：基本は4本以内で、作業時間は作業長の判断に任せていることに変わりはない。

組合：作業長の裁量に任せを確認する。

■ 三連続夜勤の場合は、その次の交番を基本どおり「特・公」とすること

SMT：基本交番は三連続夜勤の後には「特・公」の基本は変わっていない。

組合：基本を守れないのは、要員が不足しているからだ。社員を大事にするべきだ。

■ 長年の下廻りから内掃への変更など担務変更をする場合は本人へ明確な説明をすること

SMT：本人には面談を行い説明している。不満があってもいちいち聞き入れられない。

組合：本人が納得する説明になっていない。担務変更は本人の同意を得るべきだ。

■ 出退勤におけるカバンなど持ち物の個数制限は人権侵害であり直ちにやめること

組合：拘束時間外に会社の指示は及ばないはず。人権侵害にならないのか。

SMT：セキュリティー事象に対する再発防止策の一つであり継続して実施する。人権問題の認識はない。

組合：個人の自由と基本的人権についての認識が出来ていない。直ちにやめること。

■ 制服の洗濯は盗難・紛失防止のために会社が行うこと

組合：セキュリティー確保のために制服は全て会社の責任で基地内で行うべきだ。

SMT：洗濯場のスペースが確保できない。設備はJRの財産だ。JRには伝える。

■ 洗面所の増設・浴室の拡大をすること

組合：これから夏場を迎える。従業員の衛生を考えると早急に解決すべき課題だ。

SMT：設備はJRの財産であり、SMTではできない。JRには伝える。

連絡先(新幹線地本)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-6-5 TEL03-3201-0350

ホームページアドレス

<http://www.geocities.jp/jrcushinkansen2/right.html>

メールアドレス

jrcushinkansen@yahoo.co.jp